組合案で団交続行

杵島・高松闘争態勢つよめる

八、〇〇〇円から一五、〇〇〇円におよぶ大巾な賃金引下げ、活動家の首切り（杵島）を中心とする会社の合理化提案に対して闘いをすすめている杵島、高松の両支部に、ともに組合案を会社につきつけて闘いをすすめているが、会社の態度は「組合案などもってのほかだ」というもので、両組合ともこのような会社のやり方をするどく追及するとともに、内部体制の確立をはかり、共闘をつよめている。

杵島、高松両組合では炭労指令にもとずき、三月三十日にともに組合からの要求書を提出した。

杵島ではそのご、四月五日の団交で会社はこの組合の要求に対する回答を行なってきた。

会社回答の大要は「七回にわたって提案の詳細について説明し、会社の窮状を訴えたので、会社提案について諒解してもらえるものと思っていた。意に反した要求をうけ遺憾にたえない。会社としては健全経営が軌道にのれば、組合の要求に善処しうると考える」というものであり、組合要求の各項目については「努力する」とか「誠意をもって協議する」という内容であった。

一方、高松でも二十一項目にわたる組合要求をつきつけ、四月三日から五日にわたって団交をひらいたが、会社は「会然問題にならない」という態度をとった。

組合も会社の合理化提案は、全く労働者にのみ犠牲を強要するものであり、撤回せよと要求して団交を終っている。

共闘態勢を強化

杵島ではこのような会社の回答にたいし「会社の回答は具体性がない。要求の真意についての回答がないので、こんごさらに追及して行きたい」と言明し、団交を終ったが、こんごの日程は四月十九日の無期限ストライキ突入までに、佐賀地区炭労各支部にオルグを派遣し、実情をうったえる一方、二ユースカーにより佐賀県内を情宣し、協力をうったえることにしており、団交の推移をみて決起大会団結集会をひらき、共闘体制をつよめて行く。

高松では合理化を粉砕し、闘争を勝利させるために統一をかためる目的で、三月二十二日には社会党共産党、高松労組の代表による懇談会をひらき、二十九日の中央委員会でも、社共両党の共闘申入れを満場一致で決定した。

また、日炭の第二会社系の労働者との共闘もすすめている。このような闘争体制の確立をはかりつつこんご十三日に期限付回答を求め十七日の統一行動二十四時間スト十九日の無期限スト突入、総決起大会の日程を組んでいる。

なお、中央賃金交渉の解決によるスト中止の場合は、その日から中五日おいて毎週四十八時間の反ぷくストに入る予定であり、闘争の推移を勘案して戦術を強化することになっている。

三池からも杵島激闘へ

第一波二十四時間ストに突入した三月三十一日、杵島では各地区別に六カ所で総決起団結集会をひらいた。ここで生活対策の食いのばしや、はちまき励行などを申合せた。また、この日は三池主婦会四山支部の大島二分会もバス一台で参加し、六班に分かれて激励し、寄せ書をおくった。

宇部窒素へ支援

三池から63名かけつけ

春闘第二次統一ストの三月三十一日、山口県宇部地区では、電下げ合理化反対で二月二十五日から無期限ストに入っている宇部興産炭労とともに合化労連宇部窒素労組が九炭労、山口県労評さん下の各労組二万二千人の支援をうけて、朝七時四十分の一番方から二十四時間ストに突入した。

このたたかいを成功させるため、三池労組も前日の三十日午後二時山下厚生部長指揮のもとに、六十三名が貸し切りバスで本部前を出発し、日炭高松で九炭労さん下の高松、大正、貝島、杵島などの支援ピケ隊と合流して、午後九時三十分に宇部窒素前へ到着した。

たち間仲を張りピケに前場工素窒

物々しいバリケード

バリケードを張りめぐらした窒素工場正門前を、はげしい拍手にむかえられた九炭労支援ピケ隊は、ジグザグデモをおこない、ただちに決起大会をひらいた。

宇部窒素労組は、太田総評議長の出身労組であり、現在、会社側の卑劣な切り崩しと攻撃の中で、第二組合三千名という悪条件にもめげず、総評の旗をまもって六百名のなかまは、興炭労とがっちり共闘を組み果敢にたたかっている。

新野窒素労組組合長は「われわれの二十四時間ストに対して、会社側は、ばく大な金をつかってバリケードをきづき、挑発をしかけている。しかし、労働者の団結と連帯は事実をもってたたかう意気を結集させた。」と、力づよく支援に感謝する挨拶があり、そのあと〃がんばろう〃を合唱して、各支部は、それぞれの受持区域の警備体制に入った。

説得行動をつづける

三池労組ピケ隊は、宇部港波止場を警備することになり、翌朝六時まで、徹夜の警戒にあたった。

午前七時、山口県下、北九州の各労組、興炭労、九炭労のピケ隊一万二千名が、四百メートルにおよぶ通称「興産通り」と呼ばれる窒素工場の周囲に集結し、ピケ隊のホッパースタイルのヘルメットと赤旗の波でぎっしりとうまった。

工場はピケ隊によって完全に包囲され、説得行動が八時すぎまでつづけられた。

つづいて八時半から、興産本社をとりまいて、はげしい抗議のデモをくりひろげたのち、市内をデモ行進し、正午まえ、宇部市民館前広場で解散大会をひらいた。

この大会のなかで、興産資本の鉄工、セメントの仲間が時限ストに突入し、港湾の仲間も二十四時間の荷役拒否のストを決行して、このたたかいを支援しているとつづきづきとニュースがつたえられ大会のふんいきを、さらに盛りあがらせた。

興炭労の仲間を激励

山口県労評校村委員長は、「窒素労組は少数であっても、全労働者の共闘によって、興産資本に多大な恐怖をあたえた。われわれは、さらに共闘体制をかためて春闘をたたかいぬこう」と力づよく閉会の挨拶をおこなった。

このあと、九炭労さん下の各ピケ隊はバスをつらねて、無期限スト突入いらい一カ月以上を経過し、友情を、ふたたびもえあがらせ、バスに走りよってはしっかと握手をもとめるなど、感激的な交歓風景が各地で展開された。

「しっかり、がんばって下さい」「会社にだまされず、団結をさらにかたく」等々の激励をおくれば「三池、がんばれッ」とさかんな声援がとび、はたらく者の連帯感を、さらにつよくむすびつけた。

果敢にたたかいをつづけている興炭労のなかまを激励するため、興炭労本部前に集結した。

興炭労機動隊の先導で、まつ沖の山をかわきりに、西沖の山、東見初、本山支部とまわったが、どこの炭住でも、はちまき姿の組合員主婦、こどもたちがさかんな拍手でむかえてくれた。三池闘争のなかでむすばれた、労働者のあつい

仲裁裁定は不満だが

スト宣言よくやった公労協

▽…二十七日公労協各組合に提示された裁定内容は全林野とアルコール専売が一二%、その他が一〇%、それぞれ四月から基準内賃金を引き上げろというもの。公労委はこの結果▽国鉄＝二、三〇三円▽電電＝二、一二九円▽専売＝三、一六五円▽郵政＝二、一三三円▽林野＝二、四一六円▽印刷＝二、一四〇円▽造幣＝二、二七〇円▽アルコール専売＝二、七八五円アップされると説明しており、定期昇給平均九〇〇円を加えると三、〇〇〇円以上の〃大幅賃上げ〃だという。

▽…しかしこの額は組合側の要求五、〇〇〇円から六、六〇〇円にくらべればはるかに低く、しかも各組合ごとの勤務地手当支給や等級撤廃要求などは裁定のワク内で操作しろというのだから、実際は一〇―一二%のアップにはならない。そればかりでなく、すでに郵政当局が団交の中で示した一、〇〇〇円回答では、最低四〇〇円、最高二万円という五十倍の格差をつけており、諸物価の値上がりを計算に入れると実質賃金はむしろ低下する。

▽…それにもかかわらず公労協が「仲裁裁定で事態収拾」を決めたのは、世論のうごきを考慮に入れしかも政府・自民党、財界の一部に三十一日のストを意識的に突入させ、一挙に組織をたたきつぶそうとする策動があったことなどから、逆にこれをかわす戦術をとったからである。この点で全国民の要求を結集する闘いの環である〃運賃値上げ反対〃など、安保闘争に見られたような国民会議の活動が休止状態にあったことが惜しまれる。また公労協のスト中止について、一部民間組合には「また裏切られた」という評価があるが、もともと公労協八十万労働者はスト権を奪われているのであり、それをのり越えて「スト宣言」を発し、ともかく政府・資本家にいわせれば〃大幅〃の裁定を勝ちとったことは高く評価されなければならないだろう。

法・廷・だ・より（6）

国選弁護人解任

国選弁護人による審理の強行は十月公判にもちこまれ、主任弁護人が安東裁判官にたいして国選弁護人選任の経過と解任しない理由について質問しましたところ、裁判官は国選弁護人をつけることは被告人の利益だと認めたからだと答えたのです。

弁護人は「被告は国選弁護人を信頼していないし、国選弁護人は事件の内容も知らず、打合せもしないのでは被告人に不利益である」と述べたところ、発言を禁止されたのです。

そして、十一月の公判でも裁判所の解任しない態度に質問をした二弁護人は発言禁止、退廷をくだされました。

しかし、十二月公判でようやく裁判所は、国選弁護人を解任するにいたりました。この間ほど安東裁判官の狂暴な訴訟指揮、ファッショ化をさらけ出したケースはないでしょう。非はあきらかに安東裁判官の側にあると思います。

求釈明の制限及び禁止

弁護側の起訴状にたいする求釈明は、あらかじめ審面に準備された事項について口頭で行なわれましたが、起訴状の冒頭記載事実に対応する総論にあたる求釈明事項については、裁判所は検察官の一応任意の答弁さえも機会を与えないで、一方的に釈明の必要なしとして却下、各論事実の求釈明のみをうながし（しかも、それを通りいっぺんで制限する）重ねてその理由開示をせまり、釈明を求める発言を一切禁止し「訴訟指揮に弁護人は従がわないというのか」との態度で質問、発問権をほとんど骨抜きにしています。

裁判官は弁護人の総論にかんする求釈明を訴訟遅延戦術であると言外にほのめかしているのだから、予断、偏見のもち執性はまさに病的といわざるを得ないほどです。

米十三俵集る

三日早速宇部へカンパ

企業合理化に反対してたたかう宇部の仲間たちは無期限ストライキに突入してから四〇日をこした。いま宇部ではわれわれが闘争中つづけたように、真剣になって一万円生活と取組んで、台所からたたかいを崩れさせてはならないと、主婦を中心に頑張っている。

三池労組では宇部の仲間たちへ少しでも足しになるようにと、米のカンパをすすめたが、二日に集約したところ十三俵が集まった。三日このカンパ米を早速宇部へとどけた。

全員無罪へもう一歩

松川裁判、最終段階へ

仙台高裁で審理中の松川事件差し戻し裁判はいま行なわれている弁護団と被告の最終弁論ですべての日程を終わり、あとは判決を残すだけとなる。判決は七月ごろと予想されるが、松川事件対策協議会（会長＝広津和郎氏）ではこの最後の段階へ向けて〃全員無罪〃要求の国民運動を大きく盛りあげようと訴えている。

三月三十八日から始まった最終弁論は四月二十七日まで十五回にわたって行なわれる。弁護団は、検察側が差し戻し審で新たにつくりあげてきた〃証拠〃〃証人〃のバクロを中心に、有罪論告を根底からくつがえし十七被告の全員無罪をさまざまな角度から論証しているが、とくに(1)検察側の捜査の不法性(2)自白（赤間、太田など）はどのようにしてつくり上げられたか(3)事件をデッチ上げた検察官の謀略、の三点に重点をおいている。

またこの弁論には十七被告も陳述に立ち事件の謀略をあばいているこの最終段階に際して松対協ではつぎのような方法で運動を盛り上げようと全国の松川を守る会、労組、民主団体によびかけている。

▽無罪判決要請五百万署名運動▽裁判所への抗議（あて名は「仙台市仙台高等裁判所、門田実裁判長」「仙台市仙台高等検察庁、高橋正八検事」）▽映画「松川事件」に五百万人の観客動員▽街頭宣伝などを活発化して資金カンパを拡大する▽公判傍聴、現地調査の運動をすすめる▽判決日（未定）をめざして仙台への無罪判決要求集中大行進を行なう。

はなしのたね

（10）

われわれの主張は正しい

今年度の出炭目標が五四九〇万トンに決ったと報道された。これは、昭和三十八年度（合理化最終年にあたる）の予定だった五五〇〇万トンにわずか十万トンのちがいしかない。そして、昨年度の見込み五三八〇万トンに比べても大増産だ。しかも、若松港はじめどこの炭場にも石炭の山は消え去り、まさに石炭不足の声が大きくなりつつあるという仕末である。

会社のマスコミの「石炭斜陽論」で多くの仲間がごま化されたが事実は雄弁でごま化しはきかないし、三井鉱山の経営が好転の一途であることも天下周知の事実だ。つまり、ケビ切り合理化で、われわれの一歩後退を強要し、その上でさらに追い討ちをかけて、最大限利潤をねらうための、マス・コミがいかに大々的だったかをいまさら思い出さずにはおかない。

イギリスの反戦運動から

三月三十一日に、オールダマストン核兵器研究所とウエザーズフィールド米軍基地の二カ所を出発した計三万人余の大行進は、四月三日ロンドンのトラファルガー広場の大集会となり、核兵器反対・戦争反対の大示威集会となった。

しかも、全イギリスの各階層ならの老若を問わぬ素晴しい参加風景が、人々の胸をうち大会はいやが上にももり上ったのことだった。そして、広島、長崎の犠牲者にたいし二分間の黙とうがおこなわれ、福島要一氏ら日本人五名の渡英を拒否した政府に抗議演説が激しい拍手をもって支持されたのことである。

われわれは、資本のきわめて悪どい攻撃を受けた者として、仲間べきではないだろうか。

栗木社長にもの申す

栗木さん。あなたは八日の記者会見で、もっと合理化をすすめるのだ、責任追及は実行する、などいま業界では、三池でトン当り千何百円も備けているというので栗木株、若林株が急上昇しているとのことですし、あなた方の得意な表情が私たちにもわかるような気がします。

しかし、あなたは最高の経営責任者として、余りにも無責任ではないでしょうか。

第一、三池労組だけでなく、第二組合も職組も責任追及の対象だなどといいながら、久保さんはじめ多くの犠牲を出した会社側の責任について一言も語っていない。

第二、問答無用という三井鉱山のやり方にたいしても、とにかく「義務」だけはつくそうというわれわれの生産協力についても、それが労働強化によることを一番よく知っておりながら、無視している。

第三、三千余日間に三人もの殉職者を出した災害激増という三池の実態を知りながら、このことには一切ふれていません

栗木社長。あなたは、冷酷な支配と無限の酷使とを働らく者に強制してはばからないことを美徳と考えるだけの人なのですか。

×　　×